裁判員経験者意見交換会議事録

日時：平成２４年３月１２日（月）午後６時３０分から午後８時４０分まで
場所：奈良地方裁判所大会議室（４階）

１　司会者挨拶

司会者：本日は，お忙しい中，裁判員経験者の意見交換会にお集まりいただき誠にありがとうございます。

私は，奈良地方裁判所長の上田昭典でございます。本日は，この意見交換会の司会を務めさせていただきますので，よろしくお願いいたします。

裁判員制度が平成２１年５月にスタートして間もなく３年になりますが，おかげさまで奈良地裁におきましても，順調に事件を処理できていると思っております。この制度を国民の間に，より一層定着させるためには，裁判員裁判の運用にあたる裁判官を始め法曹三者が，制度の運用について工夫や不断の努力を継続する必要があります。

その意味におきまして，本日の意見交換会では，実際に裁判員を経験された皆様から，裁判を経験されてから少し時間が経った今，どのように思っておられるか，また，どのように改善していけばよいかなどについて御意見，御感想をお聞かせいただける貴重な機会であると考えております。

それでは，早速，中身に入っていきたいと思います。本日は，裁判員経験者８名にお越しいただいておりますが，それ以外に，法曹三者からもそれぞれお一人ずつ御出席をいただいておりますので御紹介します。

まず，裁判所の出席者は，刑事部裁判長の橋本一裁判官です。

橋本裁判官：お久しぶりでございます。その節は，大変お世話になり，ありがとうございました。裁判の時のように活発な御発言をよろしくお願いします。

司会者：検察庁からは，牧野展久検事が出席されています。

牧野検察官：奈良地方検察庁の検事の牧野です。本日は，率直な御感想をいただければと思います。

司会者：奈良弁護士会からは，古川雅朗弁護士が出席されています。

古川弁護士：奈良弁護士会の弁護士の古川です。裁判員裁判については，弁護人として１件，被害者参加人代理人として１件，経験しました。弁護士会の弁護活動の向上につなげたいと思いますので，ぜひ率直な，耳の痛い御意見をいただければと思います。

司会者：法曹三者の方には，裁判員経験者の方からの質問等に，適宜，お答えいただき，また，裁判員経験者の方の発言に関連してお聞きになりたいことがあれば御発言ください。

２　裁判員裁判についての全般的な感想，意見

司会者：早速，意見交換に入らせていただきますが，本日は番号で呼ばせていただきたいと思います。裁判が終わった後，アンケートにお答えいただいたり，記者会見に出ていただいたと思いますが，少し時間が経った今，全般的な感想や御意見を伺わせていただければと思います。それでは，１番の方からお願いします。

裁判員経験者１：私は，裁判員裁判の時も裁判員１番でした。候補者名簿の通知をいただいた時は，本当に自分がこんなことできるのかと大変心配しました。しかし，当日までに裁判所から送っていただいた裁判の流れなどの資料が届いて，裁判や法律に疎く，苦手なことを一番心配していましたが，資料の中でそのような心配はいらないことが書かれていましたので，そのような心配をすることなく，自分なりに誠心誠意対応しようと思い，いろいろと意見も申し上げました。後で振り返ると，大変良い経験をさせていただいたと思います。これから参加される方には，是非，積極的に参加されるといいとメッセージを送りたいです。

司会者：ありがとうございました。１番の方は，強盗致傷の事件を御担当いただ

きました。それでは，２番の方，よろしくお願いします。

裁判員経験者２：よろしくお願いします。私が担当させていただいたのは，強盗強姦未遂の事件でしたが，強盗未遂や強制わいせつの事件を併せて考えていくという事件で，６日間務めせていただきました。全く無知の状態で，興味本位で参加しましたが，裁判官からいろいろ教えてもらったり，直接被告人に質問したりする中で，本当に責任のある仕事だなと思いました。最終的に判決をみんなで考える中で，自分の意見がたとえ１票であったとしても，その人の人生を左右することを，自分が決断を下して大丈夫なのかなと思いました。それほど真剣に考えないといけないと思いました。新聞やメディアで裁判員裁判が全国的に報道されていますが，裁判員を経験してからはすごく興味をもつことができましたし，かけがえのない経験ができたと思いました。

司会者：ありがとうございました。それでは３番の方お願いします。３番の方も２番の方と同じ事件を担当していただきました。

裁判員経験者３：特に意見はありません。感想は，２番の方と同じでして，全く法律とは遠い存在でしたが，そんな自分が裁く立場に立っていいのかなという疑問や緊張，それから不安がありました。テレビドラマで裁判員裁判の番組を見ましたが，それが現実になって，これは大変だなと思いました。同時に，法律に接する機会があるということで，勉強する機会になると思いました。人が犯罪を犯すというのは，自分が住む社会の一部のことであり，犯罪が起こる社会状況の背景を考えるきっかけになったと思います。

司会者：ありがとうございました。今度は４番の方，お願いします。

裁判員経験者４：私は殺人未遂の事件を担当させていただきました。参加できてよかったと思います。人生観が変わりました。元々裁判に興味があったので，いろんな事件を新聞やニュースで見聞きして経過を追っていく中で，判決が出る度に，自分で納得できることもあれば，少し不満を感じることもあり，判断基準が何なんだろうと疑問に思うこともありました。裁判員裁判が始まった時，

一般市民が意見を言えるようになるなんて，非常に画期的なことだと思いました。それで，自分がもし裁判員に当たったら，不安はありましたが，是非やってみたいと思いました。実際，選ばれてからは，やはり最初から終わりまで一時も気の抜けない，非常に緊張した日々でした。また，私が描いていた裁判官のイメージと全く違いました。一緒に食事させていただいたり，市民目線で砕けた感じで接してくださって，緊張した気持ちを解きほぐしてくださって，それで毎日また真剣に取り組むことができるようになりました。裁判員同士も和というか連帯感ができました。やってみて，裁判というのは，自分とかけ離れたものではなく，生活と非常に密着したものだなと感じました。

司会者：ありがとうございました。それでは，５番の方お願いします。

裁判員経験者５：私も，選ばれた時は，びっくりしました。どうしようか迷いました。でも，滅多に当たるものでもないし，興味本位的に参加したのですが，被告人のこととかを知ると，そんな簡単な話ではなく，いろんな人がいるものだなと思いました。前科のある人にとっては，立ち直るのが大変な世の中だなと思いました。真っ当にまじめに生きていけばこんな面倒なことをしなくていいのにとも思いました。でも，世の中は難しいもので，誰が，どうして・・・，何が悪いのかなと思いました。この年になって，本当に難しいものだなと思いました。裁判官の方々も，私のような学問のない者にでも，平等に意見を聞いていただいて，本当に裁判を一生懸命させていただきました。裁判員として裁判に参加してよかったと思います。

司会者：５番の方は，強盗致傷の事件を担当していただきました。続いて６番の方は，１番の方と同じ強盗致傷の事件を担当していただきました。それでは，６番の方，よろしくお願いします。

裁判員経験者６：皆さんが言われていることと重なりますが，当時の率直な感想は，裁判所の建物に入ったことも，自分が裁判を経験したことも，裁判傍聴もしたこともなかったのですが，そんな中，初めて裁判員として法廷に入ったの

ですが，その時のことですが，裁判官側の視点に立つことって一生に一回あるかどうかということで，目に焼き付けておこうと思って挙動不審なくらいにきょろきょろしていたことを，今も鮮明に覚えています。

裁判員に当たって，自分の子供と言っていいような人が，加害者や被害者になったり，自分の考えられない目線であったりして，それで，自分が２０歳の頃とか，友達感覚とか，子供目線でとか，いろんな目線で裁判を眺めて裁判に参加させてもらったことで，いい経験になりました。人生観が広がり，いろいろな物の見方ができるようになりました。

裁判員経験者７：私の担当した事件は強姦致傷でした。自分の娘が被害に遭ったらどうしようかということを最初から思いました。私も１番の方と同じで，選任手続も１番で，裁判員でも１番でした。裁判員に選ばれないだろうと思ってきたのですが，選ばれてしまい，やはり娘が被害に遭ったらどう思うだろうということをまず考えました。

今まで，一つの会社の中の人間で，会社のことしか知らなかったですし，世間のこととか気にしなかったです。新聞やニュースでも，死刑とか懲役何年とかの結論部分しか見なかったので，そんな自分が裁判なんかできるのだろうかと思いましたが，橋本裁判長以下，裁判官の皆様が和気あいあいとした雰囲気で，こういうと語弊があるかもしれないのですが，素人にも分かるように冗談を交えながら，説明をしてくださいました。裁判官や検察官は恐いというイメージを持っていましたが，それも変わって，そういう面でも自分の考えが変わったと思いました。

私も，高校時代に悪さもしてきましたし，今まで御先祖様以外に手を合わすなんてこともしたことがなかったのですが，判決の日の昼休みに，興福寺の阿修羅像に手を合わせて，心を落ち着かせて判決に臨みました。本当にいい勉強をさせてもらえたと思います。

司会者：ありがとうございました。それでは最後に８番の方，よろしくお願いし

ます。

裁判員経験者８：私は，殺人事件を担当しました。裁判員候補者として選任手続に出頭しましたが，まさか裁判員には選ばれないだろうと思って，その日だけしか予定を入れていませんでしたが，選ばれてしまったので，急遽上司と相談したところ，貴重な経験なので参加してきなさいと言ってもらい，同僚らの理解も得られましたので，参加することができました。

担当させていただいた事件では，被告人の思いが分かるような分からないようなところがあったのですが，自分も一歩間違えたら，同じ立場になる可能性はゼロではないのではないかと思いました。人への怒りの念とそれを抑える気持ちの境目が，自分の中で変わったと思います。裁判員として参加させてもらって，遵法精神が以前よりさらに強くなったように思います。守秘義務等がありますので，家族ともあまり話ができませんでしたが，総じて言えるのは，一生懸命にまじめに暮らしていかないといけないと思いました。震災の後だったからかもしれませんが，日本全体が気持ちが何かと敏感になっている中で，自分の暮らしの中で，会社の同僚や部下の気持ちをより真剣に考えるようになりました。本当にいい経験をさせてもらいました。ありがとうございました。

司会者：ありがとうございました。皆さん，呼出状が届いた時点では，いろいろな思いがあったようですが，ご参加いただいて，非常にいい勉強，経験になったということで，裁判所としても，ありがたいことだと思います。

３　裁判員裁判における各手続段階についての感想及び意見

（１）審理について

（ア）冒頭陳述について

司会者：それでは，審理の中身についてお話を伺いたいと思いますが，既に皆さん御承知のとおりですが，おさらいとして簡単に確認しますと，まず検察官による起訴状の朗読とそのことについての被告人の罪状認否があり，その後，検察官と弁護人の双方が，それぞれ冒頭陳述を行う。これが双方から見た事件の

説明ということになります。そうして，その事件の具体的な中身や争点が明らかになってきます。続いて，証拠調べに入って，双方の主張の裏付けを行うことになり，それに基づいて，最後は双方の主張の総まとめとして，検察官からの論告と弁護人からの弁論があります。以上の審理に基づいて，裁判官と裁判員は評議を行い，判決に至るという流れになります。まず，検察官，弁護人の冒頭陳述，これらが双方からの事案の説明として，皆さんに分かりやすいものであったか，また，これによって事件の争点がきちんと把握できたかどうかが，その後の審理がスムーズに進むかどうかにかかってきます。こういった点について，皆さんどのような御意見，御感想をお持ちかをお聞かせ願いたいと思います。細かいことは忘れてしまっているかもしれませんが，いかがでしょうか。７番の方お願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者７：検察官の話を聞けば，ああそうなんだ，また，弁護人の主張を聞けば，ああそうか，という感じでした。こっちの話を聞けばこっちが正しい，こっちの意見を聞けば，またこっちが正しいというのが，最初の感想でした。

司会者：つまり，その意味では，双方の話がすんなり入ってくるということでしたでしょうか。

裁判員経験者７：内容はスッとは入ってくるんですが，聞けば聞くほどどっちが正しいというのが何とも言えない感じでした。内容や争う部分は分かりました。

司会者：冒頭陳述するにあたり，パワーポイントを利用したり，図を用いての説明とかはありましたか。

裁判員経験者７：検察官の話は，時系列で，非常に分かりやすかったですが，弁護士は時系列の話ではありませんでした。はっきり言えば，検察官のほうが分かりやすかったです。

裁判員経験者８：私も，冒頭陳述の後，控え室に戻った時に，裁判長から「まだ何も証拠は出ていませんよ」と言われて，ああそうなんだ，と思いました。これから出てくる証拠に基づいて判断しないといけないんだということで，手続

の流れが分かりました。当事者双方の事実のとらえ方というのは両面あり，違う場合もあると思いますが，証拠調べの前なんだということがよく分かりました。

司会者：冒頭陳述が特に分かりにくかったという意見はありませんか。

裁判員経験者３：７番の方がおっしゃったとおり，検察官の表現力が，弁護士さんには失礼ですが，時系列で資料をまとめておられて，非常に見やすく，上手だなと思いました。それに対して，弁護士の方は２名おられて，応戦については見応えがあり，突きどころがうまく，上手に争点に引き込まれたなと思いました。

司会者：表現力という言葉がありましたが，資料のまとめ方だけでなく，プレゼンテーション能力が高かったということでしょうか。

裁判員経験者３：そうですね。表現力がすごくて，それで，検察官側に偏ったかもしれませんが。

裁判員経験者６：私の事件も，検察官がパワーポイントとかで時系列で説明されて，体系的に分かりやすかったです。事件の中身にもよるのでしょうけど，写真とかもあってビジュアル的にも分かりやすかったです。裁判の中では，攻めの側だからか，人をつかむという意味で分かりやすかったです。弁護人のほうは，受け身のせいか，つらつらと文章を読むだけなので，集中して聞いてはいますが，何かのやりとりで止まってしまうと途切れてしまうので，点でしか分からないというか，分かりにくかったです。

司会者：確かに，弁護人は受け身的になるので，どうしてもそういう側面はありますね。

（イ）証拠調べについて

司会者：次は，証拠調べについてです。大きく分けて，書類による取調べと，人証の取調べがありますが，被害者や目撃者が必ず法廷に出てくるわけではありません。供述調書という形でしか証拠が出てこないことがあります。そういっ

た中で，法廷で４番の方の事件だけ目撃者を証人として調べています。もちろん，事案の内容や争いの点で一概には言えないのですが，殺人の場合では，被害者自身が亡くなられていて，話は聞けないですし，目撃者の場合でも，時間や諸事情により出てきていただけないこともあるかとは思いますが，そういった場合に，供述調書だけで調べることになり，それらは朗読だけでもかなりの時間を占めていると思います。こういったことについて，違和感やイメージと違ったといったことはありませんでしたか。特に抵抗はありませんでしたか。

裁判員経験者３：検察官の取調べで，今さかんに可視化というのが言われていますが，まだまだこれからなのかなと思いました。それは，争点で，強制わいせつか強姦かが判断できかねるところでしたが，調書とは違って，裁判上で否認されたということで，弁護人の話を聞いている中で，被疑者を誘導的に自白の方向に持って行かれたのか，検察官の前段階の警察での取調べにやや疑問を感じました。

司会者：その時に，被告人に聞くこともできたかもしれませんね。

裁判員経験者３：その時に，そう思いながらも聞けなかったなという反省も踏まえてです。

橋本裁判官：被告人の話や説明自体は，よく分かりましたか。

裁判員経験者３：はい，分かりました。

橋本裁判官：説明のインパクトはありましたか。

裁判員経験者３：いや，インパクトはなかったと言いますか，印象としては，裁判員の方からもう少し引き出せたらよかったのかなと思います。

司会者：書証の朗読はよく分かりましたか。写真であれば見れば分かりますが，朗読しているとどうしても長くなりがちですが, 分かりやすかったでしょうか。緊張感が途切れたりしがちになると思いますが。

裁判員経験者８：モニターもあってよく分かりました。私たちも，緊張していたせいもありますが，休憩も適度にありましたので，疲れるとか長いとかは思い

ませんでした。よく分かりました。

司会者：書証の取調べについて，分かりにくかったということはありませんでしたか。

裁判員経験者５：私が携わったのは，強盗致傷の事件でしたが，法廷の中で，実地検証のように包丁の持ち方とか，刺そうとした姿とか分かりやすく説明されていたので，よく分かりました。

司会者：書証の取調べについては，こういう風にしてほしいとか，他に特にありませんか。

牧野検察官：検察官としては，被害者や目撃者の負担を考えて，供述調書を証拠としていますが，その朗読を聞いていて，これだったら証人として被害者や目撃者から直接話を聞いてみたかったと思われた方はおられますか。

裁判員経験者７：それはあった方がいいと思いますが，私が担当したのは性犯罪の事件でしたので，それは現実的にはかわいそうだと思います。

司会者：７番の方の事件は性犯罪事件でしたので，確かに証人としては難しいですが，そのような要素を除いて考えた時に，もし出てきていただけるのであれば，出てきてもらった方がよかったかと思うのか，調書でよかったと思うのか，その辺りはいかがでしょうか。

裁判員経験者７：直接聞いて確かめたいとは思いました。文章に書かれている言葉よりも，本人の本当の言葉を直接聞きたかったです。調書に書かれているきれいな言葉でなく，本人の言葉が聞きたかったです。

司会者：他の方はどうですか。可能であれば，調書よりも直接聞くほうがよいでしょうか。それとも，争いがないのであれば調書でよいと思われるのか，いかがでしょうか。

裁判員経験者２：７番の方が言われているのと同様で，文章はまとめないと文書にならないと思いますが，心情や感情は，実際に出てきてもらって話を聞いた時に初めて分かるものなのかなと思いますので，事案にもよるかもしれません

が，もし可能であれば出てきてもらうほうが，裁判員には訴えかけるものが多いと思います。

裁判員経験者３：今聞いていて初めて思ったのですが，別室でもいいので話をしますよという人がいれば，やっぱり出てきてもらって直接聞ける機会があった方が，表情とかのこともありますので，いいと思います。

司会者：先ほどおっしゃっていた捜査の可視化ができていれば，証人として出てきてもらわなくてもいいでしょうか。

裁判員経験者３：欲張りかもしれないですが，両方ともあればいいと思います。時間的な制限もあるかもしれませんが。

司会者：多数決を取る問題でもないのですが，時間の都合もありますので，出てきてもらえるなら，目撃者や被害者に出てきてもらって，直接話してほしいと思う方は，挙手をお願いします。

裁判員経験者１～８：（全員挙手）

司会者：全員ですね。

裁判員経験者８：もちろん事前に争わないところとか，あるいは，裁判員を拘束する時間とかがあると思いますので，争わないところは，事前に整理されていると思いますが，私たちはそれが分からないので，そういう意見を経験者の皆さんがおっしゃっているんだと思います。事前整理の中で，手続上争わないところは，出てきてもらわなくて調書でいいと判断されたのであれば，それでいいと思いますが，ただ，実際に人が出てこられて，話を聞いていたら，違うことが出てきたかもしれないと思ったりもするので。

橋本裁判官：皆さん，被告人には質問していただけたと思いますが，４番の方だけ，被告人以外の被害者に直接質問されているので，どう思われるか聞いてみたいのですが。

裁判員経験者４：話を聞くことができてよかったと思います。判断するにあたって，刺した側も刺された側の話も聞くことができて，質問もさせてもらって，

私としては公平に見ることができてよかったと思います。

(ウ)論告・弁論について

司会者：証拠調べが終わりますと，論告，弁論になりますが，この点について何か御意見，御感想はございますか。双方，うまく主張をまとめられていたか，こうすればよかったということはありますか。

裁判員経験者４：検察官は，事件に直接関係のない過去の犯罪歴について話をされますが, 裁判官はその点を気にしないようにとおっしゃったかと思いますが, その点は，どうなんでしょうか。

橋本裁判官：一般的な話として，私は皆さんに最初に，犯罪を犯したから，また犯罪を犯すんだということは考えないようにしましょうという話はしています。次に，量刑を決める時には，前にやったのに，またやったんだという話をするのは構いませんということですね。

司会者：論告の時に，検察官が前科を言われるのは，量刑を検討する時にそれを考えてくださいということで，量刑のための資料として言われるのではないでしょうか。他に特にございませんか。

裁判員経験者１～８：（発言なし）

司会者：被害者参加の事件もあったと思いますが，８番の方の事件もそうでしたが，審理の上で，何か影響がありましたか。

裁判員経験者８：被害者参加人の代理人弁護士の声が大きく，印象は，強かったです。少し戸惑いました。いや，戸惑うと言いますか，実際に被害者が亡くなられていて，遺族が法廷で意見を述べたいということでしたが，判断する裁判員として，難しいということでもないのですが，証拠調べが終わった後ですので, 裁判員はそういった意見に捕らわれてはいけないと思ってはいるのですが, 一方，そういった意見を聞くことも大事だなと思いました。証拠調べが終わるまで，被害者の声は出てこなかったのが，最後にいろいろな思いが出てくるという意味で，戸惑ったということです。被害者として言いたいことや遺族の気

持ちは伝わってきました。どう言えばよいか難しいですが。

(２)評議について

司会者：評議についてですが，雰囲気も含めて，うまく言えたかどうか，話にくかったとかありませんでしたか。

裁判員経験者７：全くありませんでした。

裁判員経験者８：そうですね，裁判官のおかげで，話しやすかったです。

司会者：時間的にはどうでしたか。結論を出すまでの時間は十分でしたか。十分だったと思われる方は挙手お願いします。

裁判員経験者：（４番及び６番を除いて，挙手）

司会者：６名ですね。４番の方の御意見はいかがですか。

裁判員経験者４：評議をし尽くしたのですが，それでも量刑を決める時に，もう少し時間が欲しかったと思いました。量刑を決めることは，本当に責任の重いことですので，もう少し時間があればいいなと思いました。

司会者：分かりました。６番の方も同様ですか。

裁判員経験者６：時間があればあるだけ評議すると思いますので，十分かと言われれば十分ではなかったです。自分がこうだと思っていても，裁判官や他の裁判員の意見を聞くと，いろいろ考えさせられることもありましたし，その意味では，十分ではないなということです。ただ，時間の制約がないといつまでも評議が続くことになってしまうので，その意味では，まあ，これ位かなあという感じでした。

司会者：量刑を決める際に，何か資料を使われたりするのでしょうか。

橋本裁判官：資料はあったり，なかったりですね。

司会者：皆さん，過去の量刑資料を示された場合，それがどの程度重みのあるものだと思われたのでしょうか。参考程度と思われましたか。

裁判員経験者７：この事件では懲役何年から何年という法律の縛りがありますよ，ということしか示されなかったです。

司会者：評議の中で，論告，弁論の書類も参考にされたと思いますが，それらについて，検察官，弁護人にこうして欲しかったとかありますか。

橋本裁判官：論告弁論の中で，こういうところがよかったとか，証拠とは合ってなかったとか，表現がおかしかったとか，何か違和感のようなものを感じられたことなどがあれば，検察官，弁護人も参考にされたいと思われていると思いますので，裁判所に対するものも含めて，敢えて何か苦言のようなものでも構いませんので，御意見をおっしゃっていただければと思います。

裁判員経験者３：検察官からの証拠の中で，警察官が撮られた写真だと思いますが，警察署の柔道場か剣道場のようなところで，被疑者が縄につながれた状態で，現場の状況を再現されているのだと思うのですが，ずぶの素人がそれを見て，人権上の点でそういったことがどうなのかと疑問に思いました。イラストも難しいとは思いますが，もう少し被告人に配慮してもよいのかなと思いました。

司会者：評議の結果の成果物としての判決ですが，判決そのものについて，皆さんの意見を的確に十分に反映されたものであったか，そうではなかったか，いかがでしょうか。

裁判員経験者１：評議で，全員が意見を述べる時に，この事件ならば，判決としては，例えば，懲役何年で執行猶予は何年までつけられますよという説明がありましたが，自分１人だけが他の人と違ったらどうしようかと思いました。

４　その他

司会者：守秘義務についてお聞きしたいと思います。守秘義務は，裁判員である時はもちろんですが，裁判が終わってからも引き続き課せられるわけですが，この点について，当然だと思われているのか，あるいは，どうかと思われているのか，どうでしょうか。

裁判員経験者８：当然だと思います。守秘義務があるからかどうか分からないですが，あまり覚えていません。流れに沿って裁判をやっていて，その時は精一

杯やっていました。今も覚えていたら，守秘義務違反を犯しているかもしれません。よくしたもので，今は覚えていません。いずれにしても，守秘義務があるのは当然だと思います。

司会者：守秘義務が課せられていることは当然だと思う方は，挙手をお願いします。

裁判員経験者１～８：（全員挙手）

司会者：やはり裁判の中で重要である評議をきちんと行うためには，その過程の中で，どんなことがあったかなど自由に発言できて，気がついたら直すんだという，十分な評議ができるためには自由に発言できることが一番大事ではないかと思います。そのためには，後からあの人がどう言ったと言われたり，後になってうんぬんされるのは，やはりよくないのだろうと思います。

皆さん，そのように理解されて，守秘義務が課せられることについて，手を挙げていただいたとおり，当然だと思われているということでよろしいでしょうか。

裁判員経験者１～８：（全員がうなずく。）

司会者：基本的には，守秘義務は必要だと思うが，やっぱりちょっと負担かなという意見はないですか。

裁判員経験者１～８：（発言なし）

５　これから裁判員になられる方へのメッセージやアドバイス

司会者：皆さん，経験者として，これから裁判員になられる方へのメッセージやアドバイスをお願いします。

裁判員経験者１：冒頭でも申しましたが，滅多にない機会なので，もし当たれば，是非とも万難を排し，参加して欲しいと思います。私も４０年間仕事をしてきて，退職して今は無職ですが，今回参加させてもらったことで，今まで社会とのつながりが希薄な思いがしていたのが，大きく変わって，自分が社会とつながっているんだなと実感できました。非常にありがたいと言いますか，うれし

い思いです。是非参加してもらうよう希望します。

裁判員経験者２：本当にいい経験をしましたし，量刑を決めるのに本当に悩んだりもしましたが，初心者の自分がこんなに裁判に携わることができて，人生観も変わりました。裁判の後に取材を受けさせてもらったりもし，自分が裁判員になったことを友達や知り合いとの間で話したりもして，こういったことが本当に身近にあるんだよということを知ってもらって，もっと関心を持ってもらえたらいいなと思いました。

裁判員経験者３：本当に良かったと思っています。国民として義務を果たさないといけないと思いましたし，いい人生経験をさせてもらったと思いました。１番の方のおっしゃったとおり，自分が本当に社会とつながっているんだということが実感できました。社会の出来事が，全然関係ないことだと思わなくなりました。いい経験をさせてもらって，本当にありがとうございました。

裁判員経験者４：お世話になりました。法律の知識がなくても，裁判所側の細やかな配慮やフォローがあるので，全く心配しなくていいよと言いたいです。社会への関心が深まりましたし，司法への信頼，理解が高まりましたし，親近感もわきました。選ばれた方には是非やっていただきたいです。必ず裁判員の経験が人生にとってプラスになると思います。

裁判員経験者５：私もいい経験をさせてもらいました。平凡な一主婦が，こういうところに出させてもらえてよかったです。このような立場の方も，選ばれたら，率先して是非参加してもらいたいです。いろんな事を考えないとならないし，高齢になってもこれだけ物事を考えたり，親身になったりといういい経験ができました。

裁判員経験者６：皆さんと同じです。選ばれたということで，国民の義務として積極的に参加してトライされたらよいと思います。裁判官側に座るなんて本当にないので，絶対にいい経験，人生の糧になると思います。

守秘義務の話もありましたが，事実の中でも言ってもいいことと言ってはい

けないことがあるわけですが，法廷で出た事実については言ってもいいという話は聞いていましたので，仕事でも裁判員の経験を話題にして，いろいろピーアールもしています。選ばれた方には是非積極的にやってもらいたいと思います。

裁判員経験者７：皆さんと同じ意見です。あと，自分が関わった事件の被告人が，刑務所に入って，今何をやっているのかなと思うことがあります。裁判が終わったらそれっきりで，刑務所に入って，何をしているのか分からないけれど，そういうのってどうなのかなと思っています。

橋本裁判官：裁判官も，自分が判決をした被告人が刑務所で何をやっているのかは分からないですし，分かることがいいのかどうかも分かりませんが，新たなスタートを切ってもらいたいということは，私たちも思います。確かに気になりますよね。自分たちの思いが届いていて欲しいと思っていただけるのは，ありがたいと思いました。

裁判員経験者８：職場の理解があったから，参加できたのですが，参加したいけど参加できないとかではなく，職場や社会の理解があって，公的に保障されていればいいと思います。自由な時間がある人だけが参加すればいいということではないと思いますので，身の周りの人には，積極的に参加してもらいたいと声をかけていきたいと思います。

司会者：ありがとうございました。検察官や弁護士の方からは何かございませんか。ないようですので，意見交換はこれで終わりたいと思います。本当にありがとうございました。引き続き，予定しております報道機関による質疑応答に移らせていただきます。

６　質疑応答

記者１：選任手続についてお伺いしたいのですが，大抵の方は，午前中に選任手続で選ばれて，午後からすぐに審理に入られたかと思いますが，それでよかったか，あるいは，日を改めてからの方がよかったか，どのように思われますか。

司会者：選任手続があって，すぐ午後から審理に入られた方は，何名おられますか。すみませんが，挙手をお願いします。

裁判員経験者：（４番を除き，全員挙手）

裁判員経験者７：逆に，間を空けたら，来たくなくなるのではないでしょうか。

司会者：他の方はどうでしょうか。仕事の段取りを付けるために，時間を空けたかったとか。

裁判員経験者１：選任当日にすぐ審理に入ることは，特に問題ないと思っています。それよりも，裁判員候補者名簿に記載されたという通知が来てから，１年間候補者として名簿に記載される期間が長いように思います。いつ届くのかなと思いながら長く過ごすことになりますので。

裁判員経験者４：選任されるかもしれないという心積もりをするには，１年間は長いと思います。

司会者：なるほど。確かに，１年間拘束される気持ちになるわけですね。

裁判員経験者７：私は，１年のうち２か月は繁忙期であるなどの理由で除外していただいていたのですが，それはよかったです。

司会者：分かりました。では，話を戻しまして，選任手続の当日にすぐ裁判に入るということは，それほど問題ではないでしょうか。

裁判員経験者８：私の場合は，選任手続当日は，仕事の段取りを予め付けてきましたので，大丈夫でしたが，まさか裁判員に選ばれるとまでは思っていませんでしたので，急遽，職場の上司に連絡して，何とか段取りを付けられました。ただ，一度帰ってから段取りを付けたいという人もいると思います。

司会者：逆に，選任手続と審理との間が開いていた方で，何か御意見はありますか。

裁判員経験者４：私は空けてもらいましたので，段取りを付けることができました。

司会者：逆にすぐに審理に入る方がよかったと思われる方はおられますか。

裁判員経験者５：私の場合は，当日すぐに審理に入りましたが，元々，裁判員に選任されるつもりで出てきていましたし，事前にいただいていた資料で日程は分かっていましたので，段取りを付けることができました。

司会者：分かりました。それでは，他に何か質問はありますか。

記者２：皆さん裁判員を経験してよかったという御意見ですが，裁判員制度について，より良くするために，ここをこうすればと思われることがあればお答えください。

裁判員経験者７：ここをどうとかいうよりも，裁判に一生懸命向き合っているうちに終わったというのが率直な感想です。もっと経験があれば，何か言えるのかもしれませんが。

司会者：裁判が終わった時はそうだとして，少し時間の経った今，何か思われることがあればお話ください。

裁判員経験者３：私の勤める会社では裁判員裁判に参加することに理解がありましたし，就業規則でも，公用的な場合は休暇を取っていいという受入れ態勢ができていたのですが，一般に忙しいところは難しいと思いますので，マスコミを通じて，もっと参加に協力してもらえるような，社会に受け入れられる態勢作りを呼びかけてもらえたらと思います。

司会者：他に御質問はありますか。

記者３：裁判員裁判では，なるべく裁判員に負担をかけないように，分かりやすく迅速に進めようということになっていると思いますが，その中で，審理日数について，十分だったかそうでなかったかをお答えください。

司会者：先ほど，評議については，十分できたかどうかをお伺いしましたが，その前の審理期間については，どのように思われましたか。

裁判員経験者２：私の場合は，６日間ありましたが，日程的にも妥当だったと思います。

司会者：他の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者６：私の場合は，トータル３日間でした。評議と一緒で，長ければよいとか，短ければよいというものでもないでしょうが，事件ごとに予定は組まれていると聞きましたし，事件的にはそういう事件だったのかもしれませんが，もう少し長かった方がよいと思います。

司会者：審理だけではなく全体を通じて，もう少し理解をするために時間が欲しかったということでしょうか。

裁判員経験者６：そうですね。もう何日かあれば，自分の気持ちも変わっていたかもしれませんし，法廷でもう少し話を聞いてみたり，検討する時間が欲しい気がしました。

司会者：何が短かったというわけではなく，全体を通じてもう少し整理をする時間が欲しかったという感じでしょうか。

裁判員経験者６：そうですね。何も分からない状態で，法廷に入って，次の日も審理して，その翌日の午後から判決ということで，３日では慌ただしい感じがしました。もう１日，２日あってもよかったのかなとも思います。先ほど評議の時間についても言いましたが，長ければいい，短ければいいとは一概に言えないのですが，何ができるか分かりませんし，それがよいかどうか分かりませんが，もう少し時間があってもよかったのかなと，今は思います。

司会者：被告人質問や，証拠調べについても，評議と同様，もう少し時間があってもよかったかなということでしょうか。

裁判員経験者７：そうですね。被告人から聞きたかったし，証人を呼びたかったという気もします。

記者３：もう少し話を聞きたかったというのは，誰に対してでしょうか。

裁判員経験者７：被告人の話が少し分かりにくいところがあったので，被告人から聞きたかったのが，大きいです。

司会者：よろしいでしょうか。他の方で御質問はありますか。

記者４：裁判員制度が導入されてから，裁判員の心のケアが問題になっていたか

と思いますが，残忍な写真とか証拠とか見られて，判決後もショックを引きずっている方や，何か心のケアの問題について御意見をお持ちの方はおられますか。

司会者：８番の方は，殺人事件を担当されましたが，いかがでしょうか。

裁判員経験者８：そういった写真とかを見る場合には，事前に心構えをいただきましたし，こちらも心構えができましたので，特に引きずっているということはありません。

司会者：４番の方は殺人未遂事件で，生々しい証拠とかあったかと思いますが，いかがでしたか。

裁判員経験者４：正直，葛藤はありました。血のついた凶器を見せられましたし，被告人の話も聞きましたし，被害者自身が痛々しい傷害を負われた車いすの姿で出廷されましたし，またその人の生の声をまざまざと聞いたわけです。でも，だからといって，被害者に情を移すような気持ちになってはいけないと思いました。加害者には傷つけたなりの理由があるわけですし，被害者側にもそれほどの被害を受けるだけの非があったのかもしれないですので，被告人と被害者，その両者を公平に見ないといけないと思いました。それが裁判員なのだと思いました。そんな葛藤がありました。終わった後も，裁判であったことの残像が残っていますし，自分が下した量刑の判断も本当にそれでよかったのかと思っています。なので，今も葛藤は続いています。

司会者：葛藤は続いているとのことですが，心のケアは必要な状態でしょうか。

裁判員経験者４：自分一人で量刑を決めた訳ではなく，他の裁判員の方や裁判官の皆さんと共に量刑を決めたという過程があり，それが心の支えになっているので，大丈夫です。

司会者：他の方はどうでしょうか。

裁判員経験者３：実は，私は心配していましたが，橋本裁判長が，メンタル面をケアしてくださいましたし，やわらかくジョークを交えたりしながら話をして

いただいたり，チョコレートを出してくれたりしました。そのおかげで，心配はありませんでした。

裁判員経験者４：橋本裁判長を始め，裁判官の皆さんのフォローが，本当にすばらしかったおかげで大丈夫だったと思います。

司会者：それでは他に質問はございますか。

記者５：裁判員裁判の中で３日間とか６日間ということで，比較的短い期間で経験されたということですが，今振り返ってみて，その３日間とか６日間というのが，連続で行われるよりも，例えば，毎週月曜日に行うとかいう方法がよかったのではと思われる方はおられますか。

司会者：仮定の話で，皆さん想像しにくいかもしれませんが，今言われたようなやり方の方がいいかなと思われる方はおられますか。

裁判員経験者８：裁判員の立場だけで言えば，それも有りかもしれません。でも，裁判所や，それぞれの都合もあると思いますので，全部を合わせられないと思います。連続性もあるので，ちょうどよかったと思います。私の場合は，週をまたがりましたが，仕事の段取りも付けられましたし，期間もちょうどいいくらいでした。ただ，最近報道されているような，何十日間とかの裁判員裁判の場合は，難しいなあと思いました。

司会者：一長一短というか，連続して集中してすれば，その間は拘束されますが，拘束期間は短くて済みますし，逆に，週に１回だと拘束される期間はトータルでは長くなるので，場合によっては，仕事中に事件のことを考えて，仕事でミスをしてしまうようなことがあるかもしれませんね。

記者５：７番の方が，裁判が始まったら，わーっと始まって，わーっと終わったとおっしゃったかと思いましたが，どんな感じでしたか。

裁判員経験者７：わーっと終わったというのは，４日間でしたが，時間も忘れる位，裁判の間は本当に無我夢中で集中していたという意味です。間をあけると仕事でミスをするかもしれないし，１週間もあけると，記憶も薄れて，時系列

が出てこなくなるので，まとめて行う方がいいと思います。

司会者：裁判員裁判の場合，見て聞いてという形で行うのが原則ですので，あまり間があくのもどうかと思われます。

記者６：皆さん，裁判員を経験してよかったとのことですが，もう一度呼び出しが来たら，また裁判員をやってみたいですか。やってみたいということであれば，最初とは違って，２回目にはどういったところに気をつけようとか，あるいは，何か違った心構えで臨もうとかの御意見がございましたら，お答えください。

司会者：裁判員をもう一度してみたいという方は挙手をお願いします。

裁判員経験者：（１番と８番を除いて，６名が挙手）

司会者：６名おられますね。ありがたいことです。では，２番の方，何か心構えの違いとかあればお願いします。

裁判員経験者２：一度経験したことで，なまじ知識ができたわけですが，２回目にはそれをリセットして，まっさらな気持ちで，一から教えてもらいながら臨みたいと思います。

裁判員経験者３：何も知らない状況で，一から教えてもらいながらやりたいです。

裁判員経験者４：同じです。

裁判員経験者６：同じです。

記者６：では，逆に手を挙げられなかったお二人は，どうしてやりたくないと思われますか。

裁判員経験者１：年齢的に今回がギリギリでしたから。

司会：もし，お若かったら，やりたいですか。

裁判員経験者１：はい。私の場合，６番の方と同じ事件で３日間という短い時間でしたが，知識も何もなかったので，その間，誠心誠意というその思いだけで裁判に臨みました。

裁判員経験者８：もう一度したいけど，他の方にも裁判員を経験してもらいたい

からです。息子もやりたいと言っていました。推薦する制度があれば，息子を推薦するのですが。

司会者：ありがとうございました。予定時間になりました。本当に今日は，裁判員経験者の皆様には，長時間に渡り，意見交換会に御参加いただき，誠にありがとうございました。また，暖かい御意見をいただきありがとうございました。我々としては，裁判員制度が，より国民の皆様に定着していくように，努力していきたいと思います。皆様には，今後も暖かく，また厳しい目で見守っていただければと思います。本当にありがとうございました。

これをもちまして意見交換会を終了させていただきます。